



山形県公報

令和4年3月29日(火)
第292号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則……………(水大気環境課) ……288
- 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(子ども家庭支援課) ……289
- 山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(農業経営・所得向上推進課) ……290
- 国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則……………(農村計画課) ……同

### 訓 令

- 山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(人 事 課) ……291

### 告 示

- 行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する  
事務の受託……………(学事文書課) ……同
- 同 ……( 同 ) ……292
- 山形県浄化槽保守点検業者登録簿閲覧規程の一部を改正する規程……………(水大気環境課) ……293
- 山形県保健医療計画の変更……………(健康福祉企画課) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の  
指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 救急病院等の告示……………(医療政策課) ……同
- コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためコイの持出しを禁止する水域の範囲……………(水産振興課) ……294
- 土地改良区の定款変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………( 同 ) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(置賜総合支庁農村計画課) ……295
- 森林法に基づく通知に代わる告示……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……298
- 同 ……( 同 ) ……299
- 県道の供用の開始……………( 同 ) ……同
- 同 ……( 同 ) ……同
- 同 ……(置賜総合支庁建設総務課) ……300
- 基本測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同 ……( 同 ) ……同
- 公共測量の終了の通知……………( 同 ) ……同
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(会 計 局) ……301

### 議 会 関 係

#### 訓 令

- 押印の見直しに伴う関係規程の整理に関する訓令……………同

#### 告 示

- 山形県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程……………302

教育委員会関係

規則

○山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則…………… 同

告示

○指定技能教育施設の廃止…………… 同

人事委員会関係

規則

○山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則……………303

内水面漁場管理委員会関係

指示

○内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量…………… 同

○コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限……………305

公 告

○県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課）… 同

○同……………（置賜総合支庁建築課）…308

○監査結果の公表……………（監査委員）…312

○包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表……………（同）…317

○同……………（同）… 同

○同……………（同）…318

○同……………（同）…320

規 則

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第14号

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則（昭和45年12月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第21条を削り、第22条を第21条とする。

別記様式第8号を削る。

（山形県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 山形県地下水の採取の適正化に関する条例施行規則（昭和51年8月県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第12条及び別記様式第5号を削る。

（山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 山形県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年10月県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第10条を削る。

第11条第1項中「別記様式第7号」を「別記様式第6号」に改め、同条第2項中「別記様式第8号」を「別記

様式第7号」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

別記様式第6号を削り、別記様式第7号を別記様式第6号とし、別記様式第8号を別記様式第7号とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第15号

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則（昭和42年3月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第2項及び第3項を削り、同備考中第4項を第2項とし、第5項を第3項とし、第6項を第4項とする。

別表第2の備考第1項第6号ハを削る。

別表第3の備考第1項第6号ハを削る。

別記様式第1号の注書第1項第4号及び同様式の別紙4を削る。

別記様式第2号（表）中

|  |    |     |  |
|--|----|-----|--|
|  | 性別 | 男・女 |  |
|--|----|-----|--|

に、

|  |             |   |              |  |
|--|-------------|---|--------------|--|
|  | 受診者の<br>保護者 | を | 受診者の<br>保護者等 |  |
|--|-------------|---|--------------|--|

に、「保護者）」を

「保護者（成年患者の場合は本人）」に改め、同様式の備考第2項中「、「性別）」を削る。

別記様式第2号の2中

|  |    |     |  |
|--|----|-----|--|
|  | 性別 | 男・女 |  |
|--|----|-----|--|

に、

|  |             |   |              |  |
|--|-------------|---|--------------|--|
|  | 受診者の<br>保護者 | を | 受診者の<br>保護者等 |  |
|--|-------------|---|--------------|--|

に、「保護者）」を

「保護者（成年患者の場合は本人）」に改め、同様式の備考第2項中「「性別」の欄及び」を削る。

別記様式第2号の7中

|  |    |     |  |
|--|----|-----|--|
|  | 性別 | 男・女 |  |
|--|----|-----|--|

「

|  |
|--|
|  |
|--|

」に、

|             |
|-------------|
| 受診者の<br>保護者 |
|-------------|

を

|              |
|--------------|
| 受診者の<br>保護者等 |
|--------------|

に、「保護者）」を

「保護者（成年患者の場合は本人）」に改める。

別記様式第15号中 

|  |    |  |
|--|----|--|
|  | 性別 |  |
|--|----|--|

を

「

|  |
|--|
|  |
|--|

」に、「保護者」を「保護者等」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第2号、別記様式第2号の2、別記様式第2号の7及び別記様式第15号の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号から別記様式第2号の2まで、別記様式第2号の7及び別記様式第15号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第16号**

**山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則**

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年12月県規則第62号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第17号**

**国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則**

国営土地改良事業負担金徴収条例施行規則（平成29年10月県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中「0.1パーセント」を「0.2パーセント」に改める。

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

**訓 令**

**山形県訓令第1号**

庁 中  
出 先 機 関

山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県職員日額旅費支給規程の一部を改正する訓令**

山形県職員日額旅費支給規程（昭和33年5月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号イ中「5,400円」を「5,210円」に改め、同号ロ中「6,240円」を「5,600円」に改め、同号ハ中「5,880円」を「5,830円」に改める。

**附 則**

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

**告 示**

**山形県告示第235号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、別記各市町村から行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務を次の規約により受託した。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**別記各市町村と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約**

（委託事務の範囲）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、別記各市町村（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務を山形県（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（経費の支弁）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担により乙が支弁する。

2 前項の経費の額及び支払方法は、甲と乙とが協議して定める。

（条例等制定改廃の場合の措置）

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

（その他必要な事項）

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

**附 則**

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別記

東根市

尾花沢市

南陽市

山辺町

中山町  
河北町  
西川町  
朝日町  
大江町  
大石田町  
金山町  
最上町  
舟形町  
真室川町  
大蔵村  
鮭川村  
戸沢村  
高島町  
川西町  
小国町  
白鷹町  
飯豊町  
三川町  
庄内町  
遊佐町

#### 山形県告示第236号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定により、別記各一部事務組合及び広域連合から行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務を次の規約により受託した。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 別記各一部事務組合及び広域連合と山形県との間の行政不服審査法第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定により、別記各一部事務組合及び広域連合（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項に規定する機関の権限に属させられた事項を処理する事務を山形県（以下「乙」という。）に委託する。

（管理及び執行の方法）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

（経費の支弁）

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担により乙が支弁する。

2 前項の経費の額及び支払方法は、甲と乙とが協議して定める。

（条例等制定改廃の場合の措置）

第4条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を甲に通知しなければならない。

（その他必要な事項）

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

#### 附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

別記

山形県消防補償等組合

山形県自治会館管理組合  
 東根市外二市一町共立衛生処理組合  
 山形広域環境事務組合  
 北村山公立病院組合  
 最上川中部水道企業団  
 山形県市町村交通災害共済組合  
 庄内広域行政組合  
 最上広域市町村圏事務組合  
 西村山広域行政事務組合  
 北村山広域行政事務組合  
 河北町ほか2市広域斎場事務組合  
 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合  
 置賜広域病院企業団  
 最上地区広域連合

**山形県告示第237号**

山形県浄化槽保守点検業者登録簿閲覧規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県浄化槽保守点検業者登録簿閲覧規程の一部を改正する規程**

山形県浄化槽保守点検業者登録簿閲覧規程（昭和60年10月県告示第1261号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第3項」を「第10条第3項」に改める。

**附 則**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**山形県告示第238号**

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6第1項の規定により、山形県保健医療計画を別紙のとおり変更した。

なお、「別紙」は省略し、健康福祉部健康福祉企画課及び各総合支庁保健福祉環境部保健企画課において縦覧に供する。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県告示第239号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日   |
|------------------------------|------------------------------|-------------|---------|
| 株式会社愛ネット<br>千葉県市川市福栄三丁目20番8号 | 愛ネット さかた<br>酒田市ゆたか二丁目14番地2-A | 居 宅 介 護     | 令和4.4.3 |

**山形県告示第240号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称      | 所 在 地         | 認 定 期 間                    |
|----------|---------------|----------------------------|
| 山形県立中央病院 | 山形市大字青柳1800番地 | 令和4年4月28日から<br>令和7年4月27日まで |

**山形県告示第241号**

コイヘルペスウイルス病のまん延防止のためのコイの持出しの禁止及び放流等の制限（令和4年3月県内水面漁場管理委員会指示第2号）1の(1)によりコイの持出しを禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 次に掲げる水域を除く天童豊栄床固めから上流の最上川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流
  - (1) 水窪ダムから上流の刈安川、前ヶ沢川及び矢沢川並びにそれらの支流及び当該支流に合流する小支流
  - (2) 東置賜郡川西町大字上小松地内の蓬田頭首工から上流の犬川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流
- 2 米沢市内の松が岬公園の堀
- 3 鍛冶川及び鍛冶川との合流点から下流の地藏川
- 4 横堀排水路、沼尻排水路及び白竜湖
- 5 東根市内の大木沢沼、堂ノ前沼、龍興寺沼及び光専寺沼
- 6 東根市内の大木沢沼から取水する用水路及びそれに接続する全ての用水路
- 7 最上川との合流点から蟬田川との合流点までの大旦川及び大沢川
- 8 村山東根土地改良区の第一号幹線排水路、第二号幹線排水路及び第三号幹線排水路
- 9 東根市大字長瀬地内の二の堀
- 10 新井田川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流並びに豊川
- 11 鶴岡市熊出地内の赤川頭首工から下流の赤川並びにその支流及び当該支流に合流する小支流

**山形県告示第242号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
泉田川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
新庄市大字泉田字上村西407番地
- 3 認可年月日  
令和4年3月17日

**山形県告示第243号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事 業 名         | 地 区 名  | 工 事 完 了 年 月 日 |
|---------------|--------|---------------|
| 農業競争力強化農地整備事業 | 小松原田地区 | 令和3年7月13日     |



**山形県告示第244号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により県営浅川地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営浅川地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
米沢市役所
- 3 縦覧に供する期間  
令和4年3月29日から同年4月26日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第245号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第3項の規定により次のとおり保安林に係る指定施業要件が変更された旨の通知をすべきところ、所有者の所在が不明であるので、同法第189条の規定により、その通知の内容を酒田市役所及び遊佐町役場の掲示場に掲示した。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市市条字八森804番5  
(2) 森林所有者の氏名  
佐藤一  
(3) 通知の要旨  
令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市市条字八森804番5  
(2) 森林所有者の氏名  
青木尚美  
(3) 通知の要旨  
令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市市条字八森804番5  
(2) 森林所有者の氏名  
池田国美  
(3) 通知の要旨  
令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市市条字八森804番5  
(2) 森林所有者の氏名

渋谷哲治

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市市条字八森804番5

(2) 森林所有者の氏名

佐藤利雄

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

6 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市市条字八森804番5

(2) 森林所有者の氏名

青木三太郎

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

7 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市市条字八森804番5

(2) 森林所有者の氏名

小松みさを

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

8 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市市条字八森804番5

(2) 森林所有者の氏名

村上周治

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

9 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市市条字八森804番5

(2) 森林所有者の氏名

三浦光助

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

10 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市市条字八森804番5

(2) 森林所有者の氏名

佐藤孝治郎

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

11 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市市条字八森804番5

(2) 森林所有者の氏名

松田治郎太

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

12 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市市条字八森804番5

(2) 森林所有者の氏名

小野豊作

(3) 通知の要旨

- 令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 13 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市市条字八森804番5  
(2) 森林所有者の氏名  
佐藤利三郎  
(3) 通知の要旨  
令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 14 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市市条字八森804番5  
(2) 森林所有者の氏名  
松田一郎  
(3) 通知の要旨  
令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 15 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市市条字八森804番5  
(2) 森林所有者の氏名  
池田安吉  
(3) 通知の要旨  
令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 16 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15  
(2) 森林所有者の氏名  
齊藤重太郎  
(3) 通知の要旨  
令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 17 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15  
(2) 森林所有者の氏名  
斎藤岩雄  
(3) 通知の要旨  
令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 18 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15  
(2) 森林所有者の氏名  
佐藤美喜雄  
(3) 通知の要旨  
令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 19 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15  
(2) 森林所有者の氏名  
佐藤喜智夫  
(3) 通知の要旨  
令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 20 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15  
(2) 森林所有者の氏名  
斎藤義則  
(3) 通知の要旨  
令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。
- 21 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15

(2) 森林所有者の氏名

齋藤倭子

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

22 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15

(2) 森林所有者の氏名

荒生銀百

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

23 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15

(2) 森林所有者の氏名

齋藤弘喜

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

24 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15

(2) 森林所有者の氏名

斉藤賢太郎

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

25 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

酒田市上青沢字熊沢15番14、15番15

(2) 森林所有者の氏名

遠田芳房

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

26 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飽海郡遊佐町上蔵岡字城出42番

(2) 森林所有者の氏名

北野恵子

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

27 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飽海郡遊佐町比子字青塚5番8

(2) 森林所有者の氏名

小寺博幸

(3) 通知の要旨

令和4年2月15日付け県告示第89号により、上記の保安林の指定施業要件を変更した。

**山形県告示第246号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和4年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 舟形大蔵線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|--------------------|---|------|----------|---------|
| 最上郡舟形町舟形字大堀542番3から |   | 旧    | 17.1メートル | 870メートル |
| 同 木友沢647番4まで       |   |      | 9.8      |         |
| 同                  | 上 | 新    | 18.3メートル | 同上      |
|                    |   |      | 9.8      |         |

山形県告示第247号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和4年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真室川鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|------------------------|---|------|----------|---------|
| 最上郡真室川町大字釜淵字塩地谷地5番13から |   | 旧    | 19.8メートル | 360メートル |
| 同 1250番1まで             |   |      | 9.2      |         |
| 同                      | 上 | 新    | 19.8メートル | 同上      |
|                        |   |      | 9.2      |         |
| 同                      | 上 |      | 47.0メートル | 340メートル |
|                        |   |      | 11.6     |         |

山形県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和4年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 舟形大蔵線
- 2 供用開始の区間 最上郡舟形町舟形字大堀542番3から  
同 木友沢647番4まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月29日

山形県告示第249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和4年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 真室川鮭川線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字京塚字下高屋2107番1から  
同 佐渡字佐渡1977番2まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月30日

**山形県告示第250号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和4年3月29日から同年4月12日まで縦覧に供する。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 砂子沢小又釜淵線
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字大沢字水上山外34国有林71林班ら小班から  
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和4年3月29日

**山形県告示第251号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
山形県全域
- 2 基本測量を実施する期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）

**山形県告示第252号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施する地域  
山形県全域
- 2 基本測量を実施する期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（国土広域情報修正）

**山形県告示第253号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
最上川流域（北村山郡大石田町の一部）  
立谷沢川流域（東田川郡庄内町の一部）  
角川流域（最上郡戸沢村の一部）  
銅山川流域（最上郡大蔵村の一部）  
寒河江川流域（西村山郡西川町の一部）
- 2 公共測量を実施した期間  
令和3年11月9日から令和4年2月28日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（航空レーザ測量、デジタル空中写真撮影、修正数値図化）

山形県告示第254号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 売りさばき人                                  |                 | 売りさばき所の所在地 | 廃止年月日       |
|-----------------------------------------|-----------------|------------|-------------|
| 名称及び代表者氏名                               | 所在地             |            |             |
| 山形県行政書士会酒田支部<br>酒田地区車庫証明申請センター 理事長 田中正一 | 酒田市上安町一丁目11番地の7 | 同 左        | 令和 4. 3. 31 |

議 会 関 係

訓 令

山形県議会訓令第1号

議会事務局

押印の見直しに伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

令和4年3月29日

山形県議会議長 坂 本 貴 美 雄

押印の見直しに伴う関係規程の整理に関する訓令

(山形県議会事務局職員記章規程の一部改正)

第1条 山形県議会事務局職員記章規程（昭和37年5月県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「㊟」を削る。

(山形県議会公印規程の一部改正)

第2条 山形県議会公印規程（昭和37年5月県議会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「㊟」を削る。

別記様式第3号中「受領者印」を「受領者」に改める。

別記様式第4号中「㊟」を削る。

(山形県議会事務局職員被服貸与規程の一部改正)

第3条 山形県議会事務局職員被服貸与規程（昭和48年1月県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中 総務課長印 を 総務課長確認 に、 被貸与者受領印 を 被貸与者受領確認 に、 担当者受領印 を

担当者受領確認 に改め、同様式の備考第3項中「担当者受領印」を「担当者受領確認」に改める。

(山形県議会事務局職員表彰規程の一部改正)

第4条 山形県議会事務局職員表彰規程（平成7年10月県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

(山形県議会事務局公文書管理規程の一部改正)

第5条 山形県議会事務局公文書管理規程（令和2年3月県議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「受領印」を「署名」に改める。

別記様式第3号中「確認印」を「確認者」に、「受領印」を「受領者」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

告 示

山形県議会告示第1号

山形県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月29日

山形県議会議長 坂 本 貴 美 雄

山形県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程

山形県議会情報公開条例施行規程（平成12年9月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第7号中「（記名押印又は署名）」を削る。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現にあるこの規程による改正前の別記様式第7号の規定による用紙については、当分の間、使用することができる。

教育委員会関係

規 則

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

山形県教育委員会  
教育長 菅 間 裕 晃

山形県教育委員会規則第5号

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校体育施設の開放に関する規則（昭和50年7月県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表中 「山形県立山形西高等学校」 を 「山形県立山形西高等学校  
山形県立山形北高等学校」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県教育委員会告示第5号

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第35条第1項の規定により、指定技能教育施設から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和4年3月29日

山形県教育委員会  
教育長 菅 間 裕 晃

| 指定技能教育施設の名称 | 指定技能教育施設の所在地 | 廃止年月日    |
|-------------|--------------|----------|
| パリス文化服装専門学校 | 新庄市沖の町2番15号  | 令和4.3.31 |



## 人事委員会関係

### 規 則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和4年3月29日

山形県人事委員会  
委員長 安孫子 俊彦

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則  
山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第1 特定任期付職員給料表適用職の項知事の項本庁の項中 

|                |  |
|----------------|--|
| 専門職大学<br>整備推進監 |  |
|----------------|--|

 を

|                |    |
|----------------|----|
| 専門職大学<br>整備推進監 | 参事 |
|----------------|----|

 に改める。

### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 内水面漁場管理委員会関係

### 指 示

#### 山形県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、令和4年度の内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量について、次のとおり指示する。

令和4年3月29日

山形県内水面漁場管理委員会  
会長 國 方 敬 司

令和4年度増殖数量指示

| 増殖方法  |             | 移殖放流  |     |             |     |     |     |     |     |         |                        |                        |              |              |             | 人工ふ化放流      |           |      |            | 産卵場造成等 |      |                |    |    |             |     |                                  |                  |    |
|-------|-------------|-------|-----|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|---------|------------------------|------------------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-----------|------|------------|--------|------|----------------|----|----|-------------|-----|----------------------------------|------------------|----|
| 漁協名   | 魚種名<br>免許番号 | あ     | ゆ   | うぐい<br>(はや) | こ   | い   | ふ   | な   | うなぎ | かじか     | さくらます<br>(やまめ)<br>(稚魚) | さくらます<br>(やまめ)<br>(成魚) | にじます<br>(稚魚) | にじます<br>(成魚) | いわな<br>(稚魚) | いわな<br>(成魚) | もくず<br>がに | ひめます | やつめ<br>うなぎ | いわな    | わかさぎ | さくらます<br>(やまめ) | あ  | ゆ  | うぐい<br>(はや) | かじか | やつめ<br>うなぎ                       | その他              |    |
|       |             | グラム   | グラム | グラム         | グラム | グラム | グラム | グラム | グラム | 尾       | 尾                      | グラム                    | 尾            | グラム          | 尾           | グラム         | 尾         | 尾    | 尾          | 万粒     | 万粒   | 万粒             | 万粒 | 箇所 | 箇所          | 箇所  | 箇所                               | 箇所               | 箇所 |
| 両羽    | 内共第1号       |       |     |             |     |     |     |     |     | 17,000  |                        |                        |              |              |             | 1,000       |           |      | 500        |        |      |                |    |    |             | 2   |                                  |                  |    |
| 県南    | 内共第2号       | 200   | 30  | 100         | 80  |     |     |     |     | 6,000   | 300                    |                        | 400          | 14,000       | 275         |             |           |      |            | 2      | 500  |                |    |    | 8           | 1   |                                  | いわな3             |    |
| 西置賜   | 内共第3号       | 580   |     |             |     | 30  |     |     |     | 15,000  |                        | 1,000                  |              | 20,000       | 120         |             |           |      |            |        |      |                |    |    | 6           | 8   |                                  |                  |    |
| 最上川一  | 内共第4号       | 900   | 10  |             |     | 20  | 8   | 2   |     | 22,800  |                        | 1,500                  |              | 29,000       |             | 200         |           |      |            |        |      |                |    |    | 2           |     | 1                                | こい1、さくらます(やまめ)1  |    |
|       | 内共第5号       |       |     |             | 10  | 10  |     |     |     |         |                        |                        |              |              |             |             |           |      |            |        |      |                |    |    |             |     |                                  |                  |    |
|       | 計           | 900   | 10  |             | 10  | 30  | 8   | 2   |     | 22,800  |                        | 1,500                  |              | 29,000       |             | 200         |           |      |            |        |      |                |    |    | 2           |     | 1                                | こい1、さくらます(やまめ)1  |    |
| 最上川二  | 内共第6号       | 1,500 |     |             |     | 245 |     |     |     | 26,000  |                        | 8,000                  | 460          |              | 195         | 100         |           |      |            |        | 40   |                |    | 2  | 1           | 1   | 1                                |                  |    |
|       | 内共第7号       |       |     |             | 50  | 60  |     |     |     |         |                        |                        |              |              |             |             |           |      |            |        |      |                |    |    |             |     |                                  |                  |    |
|       | 内共第8号       |       |     |             | 50  | 245 |     |     |     |         |                        |                        |              |              |             |             |           |      |            |        |      |                |    |    |             |     |                                  |                  |    |
|       | 計           | 1,500 |     |             | 100 | 550 |     |     |     | 26,000  |                        | 8,000                  | 480          |              | 195         | 100         |           |      |            |        | 40   |                |    | 2  | 1           | 1   | 1                                |                  |    |
| 丹生川   | 内共第10号      | 800   |     |             |     | 20  |     |     |     | 12,000  |                        |                        | 10           | 5,000        |             | 300         |           |      |            |        |      |                |    |    | 7           | 6   |                                  |                  |    |
| 小国川   | 内共第11号      | 3,500 |     |             |     | 30  |     |     |     | 60,000  |                        | 500                    |              | 20,000       |             | 1,000       |           |      |            |        |      |                |    | 1  | 9           | 7   | 7                                |                  |    |
|       | 内共第12号      |       |     |             |     | 50  | 5   |     |     |         |                        |                        |              |              |             |             |           |      |            |        |      |                |    |    |             |     |                                  |                  |    |
|       | 計           | 3,500 |     |             |     | 80  | 5   |     |     | 60,000  |                        | 500                    |              | 20,000       |             | 1,000       |           |      |            |        |      |                |    | 1  | 9           | 7   | 7                                |                  |    |
| 最北中部  | 内共第13号      | 450   |     |             |     | 10  |     |     |     | 25,000  |                        | 3,000                  |              | 25,000       |             | 1,000       |           |      |            |        |      |                |    |    |             | 2   | 2                                | 2                |    |
|       | 内共第14号      |       |     |             |     | 5   |     |     |     |         |                        |                        |              |              |             |             |           |      |            |        |      |                |    |    |             |     |                                  |                  |    |
|       | 計           | 450   |     |             |     | 15  |     |     |     | 25,000  |                        | 3,000                  |              | 25,000       |             | 1,000       |           |      |            |        |      |                |    |    |             | 2   | 2                                | 2                |    |
| 最上    | 内共第15号      | 1,200 |     |             |     | 1   | 3   |     |     | 50,000  |                        |                        |              | 20,460       |             | 3,000       |           |      |            |        |      |                | 4  | 4  | 2           | 2   |                                  |                  |    |
| 最上川第八 | 内共第16号      | 200   |     |             |     | 5   |     |     |     | 20,000  |                        |                        |              | 10,000       |             | 1,000       |           |      | 140        |        |      |                |    |    | 4           | 3   |                                  |                  |    |
| 赤川    | 内共第17号      | 110   |     |             |     |     |     |     |     | 2,000   |                        |                        |              | 1,000        |             | 500         |           |      |            |        |      |                |    |    | 2           |     | 2                                |                  |    |
|       | 内共第18号      | 440   |     |             |     | 5   |     |     |     | 13,000  |                        |                        | 10           | 9,000        |             | 2,500       |           |      |            |        | 2    |                | 2  | 3  | 3           |     |                                  | さくらます(やまめ)12     |    |
|       | 内共第19号      |       |     |             |     |     |     |     |     |         |                        |                        |              |              |             |             |           |      |            |        |      |                |    |    |             |     |                                  |                  |    |
|       | 計           | 550   |     |             |     | 5   |     |     |     | 15,000  |                        |                        | 10           | 10,000       |             | 3,000       | 3,000     |      |            |        | 2    |                | 2  | 5  | 3           | 2   |                                  | さくらます(やまめ)12     |    |
| 月光川養  | 内共第20号      | 15    |     |             |     |     |     |     |     | 8,000   |                        |                        |              |              | 60          | 3,800       |           |      |            |        |      |                | 4  | 2  | 3           | 1   |                                  |                  |    |
| 日向荒瀬  | 内共第21号      | 370   |     |             |     | 10  |     |     | 3   | 5,000   |                        |                        |              | 5,000        |             | 1,500       |           |      |            |        |      |                | 2  | 2  | 2           | 2   |                                  |                  |    |
| 山戸    | 内共第22号      | 170   |     |             |     |     |     |     |     | 5,200   |                        |                        |              |              |             | 500         |           |      |            |        |      |                | 9  | 5  | 5           | 2   |                                  | いわな6             |    |
| 温海面   | 内共第23号      | 110   |     |             |     |     |     |     |     | 4,000   |                        |                        |              | 4,000        |             | 100         |           |      |            |        |      |                | 2  | 1  | 1           | 1   |                                  | いわな1、さくらます(やまめ)2 |    |
|       | 内共第24号      | 70    |     |             |     |     |     |     |     | 3,000   |                        |                        |              | 3,000        |             | 100         |           |      |            |        |      |                | 2  | 2  | 1           | 1   |                                  | いわな1、さくらます(やまめ)2 |    |
|       | 内共第25号      | 120   |     |             |     |     |     |     |     | 3,000   |                        |                        |              | 3,000        |             | 100         |           |      |            |        |      |                | 3  | 2  | 2           | 1   |                                  | いわな1、さくらます(やまめ)2 |    |
|       | 計           | 300   |     |             |     |     |     |     |     | 10,000  |                        |                        |              | 10,000       |             | 300         |           |      |            |        |      |                | 7  | 5  | 4           | 3   |                                  | いわな3、さくらます(やまめ)6 |    |
| 小国町   | 内共第26号      | 500   |     |             |     |     |     |     |     | 15,000  |                        |                        |              | 1,500        |             |             |           |      |            |        |      |                | 6  | 6  |             |     |                                  | わかさぎ1            |    |
| 作谷沢   | 内共第27号      |       |     |             | 100 | 150 | 5   |     |     |         |                        |                        |              |              |             |             |           |      |            |        |      |                |    |    |             |     |                                  | こい1、ふな1          |    |
|       | 内共第28号      |       |     |             | 100 | 100 |     |     |     |         |                        |                        |              |              |             |             |           |      |            |        |      |                |    |    |             |     |                                  | こい1、ふな1          |    |
|       | 計           |       |     |             | 200 | 250 | 5   |     |     |         |                        |                        |              |              |             |             |           |      |            |        |      |                |    |    |             |     |                                  | こい2、ふな2          |    |
| 合計    | 11,235      | 40    | 410 | 1,076       | 21  | 5   |     |     |     | 312,000 | 300                    | 14,000                 | 900          | 168,460      | 2,150       | 16,700      | 3,000     | 640  | 2          | 2,140  | 2    | 31             | 70 | 53 | 23          |     | いわな12、こい3、さくらます(やまめ)19、ふな2、わかさぎ1 |                  |    |

**山形県内水面漁場管理委員会指示第2号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

令和4年3月29日

山形県内水面漁場管理委員会  
会 長 國 方 敬 司

1 指示の内容

(1) 持出しの禁止

県内の区画漁業権漁場以外の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上が考えられず、制限の必要がないと判断される水域を除く。）においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

イ 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合及び捕獲したコイをその場で再び放す場合を除き、コイの放流又は移植を行ってはならない。

ロ 生死を問わず、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

**公 告**

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称                | 所在地                           | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    | 摘要          |                                    |                                    |
|-------------------|-------------------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------|------------------------------------|------------------------------------|
|                   |                               | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 |             | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営五十鈴アパ<br>ート1号   | 山形市大野目二<br>丁目2-52             | 3K   | 51.2                          | 3    | 一般用 | 14,400<br>円             | 16,700<br>円                        | 19,100<br>円                        | 21,500<br>円                        | 24,600<br>円 | 25,700<br>円                        | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |
| 同<br>3号           | 同<br>2-46                     | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 14,400                  | 16,700                             | 19,100                             | 21,500                             | 24,600      | 25,700                             |                                    |
| 同<br>中原アパ<br>ート1号 | 東村山郡中山町<br>大字長崎881-<br>2      | 3DK  | 69.4                          | 2    | 同   | 22,700                  | 26,200                             | 30,000                             | 33,800                             | 38,700      | 44,600                             |                                    |
| 同<br>2号           | 同                             | 同    | 69.4                          | 2    | 同   | 22,800                  | 26,300                             | 30,100                             | 34,000                             | 38,800      | 44,800                             |                                    |
| 同<br>左沢アパ<br>ート   | 西村山郡大江町<br>大字藤田264-<br>3      | 同    | 59.3                          | 3    | 同   | 13,300                  | 15,400                             | 17,600                             | 19,800                             | 22,700      | 26,100                             |                                    |
| 同<br>楯岡アパ<br>ート   | 村山市楯岡笛田<br>四丁目6-23            | 同    | 54.6                          | 2    | 同   | 12,900                  | 14,900                             | 17,000                             | 19,200                             | 22,000      | 25,300                             |                                    |
| 同<br>大石田アパ<br>ート  | 北村山郡大石田<br>町大字大石田甲<br>623-157 | 同    | 59.4                          | 2    | 同   | 14,100                  | 16,300                             | 18,600                             | 21,000                             | 24,000      | 27,700                             |                                    |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親一人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、申込順に選考する。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和4年4月1日から令和5年1月30日までの午前10時から午後6時まで  
ただし、月曜日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。郵送の場合は、令和5年1月30日の午後6時まで(2)の提出先に到着したものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産
- 5 入居の時期 入居申込から概ね2箇月後

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和4年3月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地               | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                            |                                            |                                            |                                            | 摘要     |                                            |
|------------------|-------------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------|--------------------------------------------|
|                  |                   | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が<br>104,000円<br>を超え<br>123,000円<br>以下の者 | 収入が<br>123,000円<br>を超え<br>139,000円<br>以下の者 | 収入が<br>139,000円<br>を超え<br>158,000円<br>以下の者 | 収入が<br>158,000円<br>を超え<br>186,000円<br>以下の者 |        | 収入が<br>186,000円<br>を超え<br>214,000円<br>以下の者 |
| 県営太田町アパ<br>ート1号  | 米沢市太田町五<br>丁目1-10 | 3DK  | 74.0                          | 1    | 一般用 | 23,700                  | 27,400                                     | 31,300                                     | 35,400                                     | 40,400                                     | 46,600 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額                   |
| 同<br>2号          | 同                 | 同    | 74.0                          | 2    | 同   | 23,700                  | 27,400                                     | 31,300                                     | 35,400                                     | 40,400                                     | 46,600 |                                            |
| 同<br>3号          | 同                 | 2DK  | 60.3                          | 1    | 同   | 19,400                  | 22,400                                     | 25,600                                     | 28,900                                     | 33,100                                     | 38,200 | 单身可                                        |
| 同                | 同                 | 3DK  | 74.0                          | 1    | 同   | 23,800                  | 27,500                                     | 31,500                                     | 35,500                                     | 40,600                                     | 46,800 |                                            |
| 同 春日アパー<br>ート2号  | 同 春日五丁<br>目2-43   | 同    | 61.0                          | 1    | 同   | 17,500                  | 20,200                                     | 23,100                                     | 26,000                                     | 29,800                                     | 34,300 |                                            |
| 同<br>3号          | 同                 | 同    | 75.6                          | 2    | 同   | 25,700                  | 29,700                                     | 34,000                                     | 38,300                                     | 43,800                                     | 50,500 |                                            |
| 同 玉の木のアパ<br>ート   | 同 通町八丁<br>目2-95   | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 14,000                  | 16,100                                     | 18,400                                     | 20,800                                     | 23,800                                     | 27,500 |                                            |
| 同                | 同                 | 同    | 55.7                          | 1    | 同   | 14,000                  | 16,100                                     | 18,400                                     | 20,800                                     | 23,800                                     | 27,500 | 单身可                                        |
| 同 成島アパー<br>ート1号  | 同 成島町三<br>丁目2-96  | 同    | 58.0                          | 1    | 同   | 16,100                  | 18,600                                     | 21,300                                     | 24,000                                     | 27,400                                     | 31,700 | 同                                          |
| 同 米沢中央ア<br>パート1号 | 同 中央七丁<br>目5-77   | 同    | 68.7                          | 1    | 同   | 23,000                  | 26,600                                     | 30,400                                     | 34,300                                     | 39,200                                     | 45,300 |                                            |
| 同 中田第1ア<br>パート1号 | 同 中田町<br>658-3    | 同    | 68.2                          | 1    | 同   | 21,800                  | 25,200                                     | 28,800                                     | 32,500                                     | 37,200                                     | 42,900 |                                            |
| 同<br>2号          | 同                 | 同    | 68.8                          | 1    | 同   | 22,500                  | 26,000                                     | 29,700                                     | 33,500                                     | 38,300                                     | 44,200 |                                            |
| 同<br>3号          | 同                 | 同    | 69.9                          | 1    | 同   | 23,000                  | 26,500                                     | 30,400                                     | 34,200                                     | 39,100                                     | 45,100 |                                            |
| 同<br>4号          | 同                 | 同    | 75.4                          | 1    | 同   | 25,000                  | 28,900                                     | 33,000                                     | 37,300                                     | 42,600                                     | 49,100 |                                            |

|                    |                               |     |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|--------------------|-------------------------------|-----|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同<br>5号            | 同                             | 同   | 75.4 | 1 | 同 | 25,100 | 29,000 | 33,200 | 37,400 | 42,800 | 49,300 |     |
| 同<br>相生アパー<br>ト1号  | 同<br>相生町7<br>-65              | 同   | 69.2 | 1 | 同 | 22,600 | 26,100 | 29,800 | 33,700 | 38,500 | 44,400 |     |
| 同<br>2号            | 同                             | 同   | 72.9 | 1 | 同 | 23,800 | 27,500 | 31,400 | 35,500 | 40,500 | 46,800 |     |
| 同<br>3号            | 同                             | 同   | 72.9 | 1 | 同 | 24,100 | 27,800 | 31,800 | 35,900 | 41,000 | 47,400 |     |
| 同<br>城北アパー<br>ト2号  | 同<br>城北二丁<br>目3-62            | 2DK | 50.1 | 1 | 同 | 17,600 | 20,300 | 23,200 | 26,200 | 29,900 | 34,500 |     |
| 同<br>桜木アパー<br>ト1号  | 同<br>南陽市三間通<br>1229-2         | 3DK | 59.3 | 1 | 同 | 15,800 | 18,300 | 20,900 | 23,600 | 27,000 | 31,100 | 单身可 |
| 同<br>糠野目アパ<br>ート   | 同<br>東置賜郡高島町<br>大字福沢525-<br>5 | 同   | 51.2 | 2 | 同 | 11,800 | 13,700 | 15,600 | 17,600 | 20,200 | 23,300 |     |
| 同                  | 同                             | 同   | 51.2 | 1 | 同 | 11,800 | 13,700 | 15,600 | 17,600 | 20,200 | 23,300 | 单身可 |
| 同<br>大町アパー<br>ト    | 同<br>高島695-<br>12             | 同   | 58.0 | 1 | 同 | 13,800 | 15,900 | 18,200 | 20,500 | 23,500 | 27,100 | 同   |
| 同                  | 同                             | 同   | 58.0 | 4 | 同 | 13,800 | 15,900 | 18,200 | 20,500 | 23,500 | 27,100 |     |
| 同<br>糠野目第2<br>アパート | 同<br>福沢南21-2                  | 同   | 62.6 | 2 | 同 | 16,900 | 19,500 | 22,300 | 25,200 | 28,800 | 33,200 |     |
| 同                  | 同                             | 同   | 62.6 | 1 | 同 | 16,900 | 19,500 | 22,300 | 25,200 | 28,800 | 33,200 | 单身可 |
| 同<br>館之北アパ<br>ート   | 同<br>川西町<br>大字中小松3017<br>-1   | 同   | 70.7 | 1 | 同 | 20,300 | 23,400 | 26,800 | 30,200 | 34,600 | 39,900 |     |
| 同                  | 同                             | 2DK | 53.3 | 1 | 同 | 15,300 | 17,700 | 20,200 | 22,800 | 26,000 | 30,100 | 单身可 |
| 同                  | 同                             | 3DK | 67.4 | 1 | 同 | 19,300 | 22,300 | 25,600 | 28,800 | 32,900 | 38,000 |     |



(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和4年4月4日から同月8日までの午前10時から午後5時まで（土曜日、日曜日を除く。）  
ただし、郵送の場合は、令和4年4月8日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号  
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産置賜事務所

5 入居の時期 令和4年6月上旬

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和4年1月から同年2月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月29日

|         |   |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 森 | 谷 | 仙 | 一 | 郎 |
| 山形県監査委員 | 星 | 川 | 純 | 一 |   |
| 山形県監査委員 | 松 | 田 | 義 | 彦 |   |
| 山形県監査委員 | 海 | 老 | 名 | 信 | 乃 |

第1 監査の概要

- (1) 監査の基準  
山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施
- (2) 監査の種類  
財務監査（定期監査）
- (3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）  
財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか
- (4) 監査の実施内容  
関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第2 監査実施状況

監査は、監査対象機関74箇所について、次のとおり実施した。

| 監 査 対 象 機 関         | 実 施 年 月 日 | 担 当 監 査 委 員 |       |
|---------------------|-----------|-------------|-------|
| 消 防 学 校             | 令和4年1月7日  | 星川委員        | 松田委員  |
| 鶴 岡 養 護 学 校         | 令和4年1月7日  | 星川委員        | 松田委員  |
| 酒 田 特 別 支 援 学 校     | 令和4年1月7日  | 星川委員        | 松田委員  |
| 鳥 海 学 園             | 令和4年1月7日  | 森谷委員        | 海老名委員 |
| 鶴 岡 南 高 等 学 校       | 令和4年1月7日  | 森谷委員        | 海老名委員 |
| 酒 田 東 高 等 学 校       | 令和4年1月7日  | 森谷委員        | 海老名委員 |
| 環 境 科 学 研 究 セ ン タ ー | 令和4年1月12日 | 松田委員        | —     |
| 農 業 総 合 研 究 セ ン タ ー | 令和4年1月13日 | 星川委員        | 松田委員  |
| 病 害 虫 防 除 所         | 令和4年1月13日 | 星川委員        | 松田委員  |

|               |           |       |       |
|---------------|-----------|-------|-------|
| 森林研究研修センター    | 令和4年1月13日 | 星川委員  | 松田委員  |
| 寒河江警察署        | 令和4年1月13日 | 星川委員  | 松田委員  |
| 置賜食肉衛生検査所     | 令和4年1月13日 | 海老名委員 | —     |
| 米沢興譲館高等学校     | 令和4年1月13日 | 海老名委員 | —     |
| 高畠高等学校        | 令和4年1月13日 | 海老名委員 | —     |
| 職員育成センター      | 令和4年1月14日 | 森谷委員  | 海老名委員 |
| 産業技術短期大学校     | 令和4年1月14日 | 森谷委員  | 海老名委員 |
| 山形警察署         | 令和4年1月14日 | 森谷委員  | 海老名委員 |
| 福祉相談センター      | 令和4年1月14日 | 松田委員  | —     |
| 上山高等養護学校      | 令和4年1月14日 | 松田委員  | —     |
| 上山警察署         | 令和4年1月14日 | 松田委員  | —     |
| 精神保健福祉センター    | 令和4年1月21日 | 星川委員  | 松田委員  |
| 寒河江工業高等学校     | 令和4年1月21日 | 星川委員  | 松田委員  |
| 鶴岡北高等学校       | 令和4年1月21日 | 星川委員  | 松田委員  |
| 庄内農業高等学校      | 令和4年1月21日 | 星川委員  | 松田委員  |
| 新庄養護学校        | 令和4年1月21日 | 星川委員  | 松田委員  |
| 酒田警察署         | 令和4年1月21日 | 星川委員  | 松田委員  |
| 衛生研究所         | 令和4年1月21日 | 森谷委員  | 海老名委員 |
| 工業技術センター      | 令和4年1月21日 | 森谷委員  | 海老名委員 |
| 工業技術センター庄内試験場 | 令和4年1月21日 | 森谷委員  | 海老名委員 |
| 高度技術研究開発センター  | 令和4年1月21日 | 森谷委員  | 海老名委員 |
| 図書館           | 令和4年1月21日 | 森谷委員  | 海老名委員 |
| 教育センター        | 令和4年1月21日 | 森谷委員  | 海老名委員 |
| 東桜学館中学校       | 令和4年1月21日 | 森谷委員  | 海老名委員 |

|               |           |       |       |
|---------------|-----------|-------|-------|
| 東桜学館高等学校      | 令和4年1月21日 | 森谷委員  | 海老名委員 |
| 荒砥高等学校        | 令和4年1月21日 | 森谷委員  | 海老名委員 |
| 長井警察署         | 令和4年1月21日 | 森谷委員  | 海老名委員 |
| 金峰少年自然の家      | 令和4年1月21日 | 海老名委員 | —     |
| 山形南高等学校       | 令和4年1月21日 | 松田委員  | —     |
| 新庄神室産業高等学校    | 令和4年1月21日 | 松田委員  | —     |
| 山形盲学校         | 令和4年1月21日 | 海老名委員 | —     |
| 新庄警察署         | 令和4年1月21日 | 海老名委員 | —     |
| こども医療療育センター   | 令和4年1月26日 | 松田委員  | —     |
| 山形職業能力開発専門校   | 令和4年1月26日 | 松田委員  | —     |
| 山形中央高等学校      | 令和4年1月26日 | 松田委員  | —     |
| ゆきわり養護学校      | 令和4年1月26日 | 松田委員  | —     |
| 朝日学園          | 令和4年2月4日  | 松田委員  | —     |
| 工業技術センター置賜試験場 | 令和4年2月4日  | 松田委員  | —     |
| 博物館           | 令和4年2月4日  | 松田委員  | —     |
| 山形東高等学校       | 令和4年2月4日  | 松田委員  | —     |
| 霞城学園高等学校      | 令和4年2月4日  | 松田委員  | —     |
| 左沢高等学校        | 令和4年2月4日  | 松田委員  | —     |
| 米沢商業高等学校      | 令和4年2月4日  | 松田委員  | —     |
| 置賜農業高等学校      | 令和4年2月4日  | 松田委員  | —     |
| 南陽高等学校        | 令和4年2月4日  | 松田委員  | —     |
| 米沢警察署         | 令和4年2月4日  | 松田委員  | —     |
| 米沢工業高等学校      | 令和4年2月8日  | 松田委員  | —     |
| 村山特別支援学校      | 令和4年2月8日  | 松田委員  | —     |

|                   |           |      |   |
|-------------------|-----------|------|---|
| 南 陽 警 察 署         | 令和4年2月8日  | 松田委員 | — |
| 庄 内 児 童 相 談 所     | 令和4年2月14日 | 松田委員 | — |
| 鶴 岡 乳 児 院         | 令和4年2月14日 | 松田委員 | — |
| 知的障がい者更生相談所庄内支所   | 令和4年2月14日 | 松田委員 | — |
| 神 室 少 年 自 然 の 家   | 令和4年2月14日 | 松田委員 | — |
| 村 山 教 育 事 務 所     | 令和4年2月14日 | 松田委員 | — |
| 内 水 面 水 産 研 究 所   | 令和4年2月24日 | 松田委員 | — |
| 青 年 の 家           | 令和4年2月24日 | 松田委員 | — |
| 庄 内 教 育 事 務 所     | 令和4年2月24日 | 松田委員 | — |
| 山 形 西 高 等 学 校     | 令和4年2月24日 | 松田委員 | — |
| 山 形 北 高 等 学 校     | 令和4年2月24日 | 松田委員 | — |
| 上 山 明 新 館 高 等 学 校 | 令和4年2月24日 | 松田委員 | — |
| 天 童 高 等 学 校       | 令和4年2月24日 | 松田委員 | — |
| 山 辺 高 等 学 校       | 令和4年2月24日 | 松田委員 | — |
| 寒 河 江 高 等 学 校     | 令和4年2月24日 | 松田委員 | — |
| 谷 地 高 等 学 校       | 令和4年2月24日 | 松田委員 | — |
| 村 山 警 察 署         | 令和4年2月24日 | 松田委員 | — |

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 鶴岡養護学校

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

- a 支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 2件 合計19,800円

主な事例は以下のとおり

エレベーター保守点検業務委託料

請求書受理日 令和3年6月7日

支払日 令和3年11月9日

支出額 9,900円

- b 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの 3件 合計69,300円

主な事例は以下のとおり

エレベーター保守点検業務委託料

請求書受理日 令和3年8月4日

支払日 令和3年11月9日

支出額 49,500円

ロ 新庄神室産業高等学校

(イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

関係規程の取扱いを誤り、施設使用料の還付手続を行っていないもの 67件 合計132,900円

主な事例は以下のとおり

県立学校施設使用料

過誤納額 5,800円

還付事由の生じた日 令和元年12月11日

還付日 令和3年4月12日

ハ こども医療療育センター

(イ) 収入事務が適切でないもの

(内容)

治療用器具に関する証明書の交付手数料について、法令に基づき無償とすべきところ、誤って徴収していたもの 343件 合計487,610円

こども医療療育センター使用料

誤徴収が判明した期間 平成23年5月1日から令和2年10月28日まで

ニ ゆきわり養護学校

(イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に落札価格が予定価格を上回っていたことが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったもの 1件

校舎内清掃業務委託

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収入

(イ) 収入科目を誤ったもので、目あるいは節又は細節で1万円以上のもの（山形西高等学校）

(ロ) 調定手続が、調定すべき日から1箇月を超えて遅延したもの（山形警察署）

(ハ) 現金の金融機関への払込みが、正当な理由もなく3営業日を超えて遅延しているもの（米沢工業高等学校）

(ニ) 調定手続において、日付を遡って納入通知書を発行し、本来発行すべきではない督促状を発行しているもの（山形職業能力開発専門校）

ロ 支出

(イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの（山形中央高等学校、谷地高等学校）

(ロ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数あるもの（新庄神室産業高等学校、村山特別支援学校）

(ハ) 報酬、給料、諸手当及び報償費並びに旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの（こども医療療育センター、山形南高等学校、米沢興譲館高等学校、新庄養護学校）

(ニ) 資金前渡の精算が、正当な理由もなく支払を完了した日から2箇月を超えて遅延しているもの（山形中央高等学校）

(ホ) 検収の事務処理が適切でないもの（南陽警察署）

(ハ) 支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったもの（村山警察署）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、平成25年5月10日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和4年3月9日付けで山形県知事から通知があった。

令和4年3月29日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
 山形県監査委員 星 川 純 一  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

| 所 管 課 | 監 査 結 果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管財課   | <p><b>【維持管理費の総額把握と分析】</b></p> <p>県有施設全体について見ると、その機能保全に必要な補修の水準や将来的な費用推計が行われておらず、早急に対応すべき案件が後回しとなっていないかどうか検証する術がない。検証や将来予測を行う目的から、施設の性質に応じて維持管理費を網羅的・体系的に把握・分析し、さらにそれらを統括する仕組みを構築し、運用する必要がある。</p> <p>&lt;参考意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は全体最適の視点から、施設の性質に応じてアセットマネジメントの取組方針を明らかにし、これに基づく具体的な計画策定を行うべきである。</li> <li>・県には各分野を統括する体制がない。各分野を統括する部局等を明確にする必要があるのではないかと考える。あわせて、長寿命化およびコスト圧縮の成果を、詳細に評価する仕組みを構築する必要がある。</li> </ul> | <p>平成26年12月に策定（同29年改訂）した「山形県県有財産総合管理（ファシリティマネジメント）基本方針」に基づき、令和2年度末までに施設種別ごとの長寿命化計画である「個別施設計画」を策定し、県有施設の将来的な費用推計などを明記した。</p> <p>なお、上記基本方針に係る取組については、全庁的な推進組織である県有財産総合管理推進本部（事務局：管財課・行政改革課）において基本方針の目標を設定し、PDCAサイクルを活用するなど全庁的に取り組んでいる。</p> |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和元年7月2日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和4年3月9日付けで山形県知事から通知があった。

令和4年3月29日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
 山形県監査委員 星 川 純 一  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

| 所 管 課<br>(対象施設等)           | 監 査 結 果                                                                                                                                                                    | 措 置 の 内 容                                                                           |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 中小企業振興課<br>(山形県産業創造支援センター) | <p>(防火・防災計画に基づく確実な訓練の実施について)</p> <p>指定管理者は、県との包括協定書に基づき「防火・防災計画書」を整備しているが、平成29年度は、指定管理業務の対象施設において計画に基づく訓練を実施していない。県は、今後、指定管理業務の対象施設に関する具体的な訓練計画を定め、確実に実施するよう指導する必要がある。</p> | <p>指定管理者に対して、訓練計画を定めるとともに、計画に基づき訓練を実施するよう指導した。指定管理者は、令和3年10月に訓練計画に基づく防災訓練を実施した。</p> |

|                                         |                                                                                                                                                                                               |                                                                                                            |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>空港港湾課<br/>（山形県ふるさと交流広場）</p>          | <p>（県有備品の管理の徹底について）<br/>現地調査時に県有備品の現品確認を実施したところ、保管場所が明らかでないものや、県の備品標示票の添付がないものが存在した。<br/>県は、現物を確認した県有備品については、備品標示票を添付するなど指定管理者所有の財産と明確に区分管理するとともに、指定管理者に対して、保管場所を明確にし、適切に保管するよう指導する必要がある。</p> | <p>令和2年度末をもって、施設を廃止した。</p>                                                                                 |
| <p>空港港湾課<br/>（山形県ふるさと交流広場）</p>          | <p>（不要資産の処分について）<br/>現地調査時に、使用されていないサッカーゴール等の劣化した資産が存在した。このような資産は使用者等に対して思わぬ損害を与える危険性も存在する。<br/>県は、再利用の余地を検討した上で、再利用しないのであれば、早期に処分する必要がある。</p>                                                | <p>令和2年度末をもって、施設を廃止しており、外部から立入りができないようにしている。不要資産については、令和4年度に廃棄予定である。</p>                                   |
| <p>空港港湾課<br/>（第1及び第2酒田プレジャーボートスポット）</p> | <p>（情報公開に関する県の指導について）<br/>指定管理者が包括協定書で定めることとされている施設の管理業務に関する情報の公開に関する規程を作成していない場合、県は、包括協定書第23条第2項に基づき、規程の作成について指導する必要がある。具体的には、指定管理者に対してひな形を提示し、管理業務の実態に即した形に修正するなどの指導を検討された。</p>             | <p>指定管理者に対し、指定管理者の情報公開モデル要綱等を説明した上で、規程のひな形を提示した。<br/>指定管理者は、令和3年3月下旬の理事会に規程の案を諮った上で、令和3年4月から当該規程を施行した。</p> |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和2年6月9日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和4年3月9日付けで山形県知事から通知があった。

令和4年3月29日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
 山形県監査委員 星 川 純 一  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃



| 所 管 課       | 監 査 結 果                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                                                                               |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 工業戦略技術振興課   | <p>35 山形県ソフト産業立地促進補助金<br/>(1) 交付対象選定時の審査について<br/>他県で同種補助金の不正受給が発生しており、その手口として納入業者と結託することによる水増しや架空発注書類の偽造などが代表的な事例として挙げられる。<br/>現状、県が実施している支払証憑の確認や現地検査は、架空発注による不正受給は防止できるが、納入業者と交付先が結託することによる水増し請求には対応できないと考える。<br/>そのため、交付先に対して、調達時の見積り合わせの実施の要請や、納入業者から反社会的勢力ではない旨の誓約書の徴取、交付先と納入業者に同一の役員（親族含む）が就任していないか確認を行うなど、水増し請求防止に必要な審査手続の強化を図るべきである。</p> | <p>令和3年度4月の要綱改正において対応した。<br/>(内容)<br/>交付要綱第8条に交付申請書に添付すべき書類として、次の書類を追加<br/>・反社会的勢力でない旨の誓約書<br/>・一定金額を超える工事等について見積り合わせを実施しなかった場合、その理由を記載した書面<br/>また、上記理由書の提出がある場合、合理的な理由（単に親族の経営業者に発注していないかなど）があるかどうかについて現地調査時に確認する。</p> |
| 県産米ブランド推進課  | <p>56 米需給調整推進費補助金<br/>(2) 補助対象経費の適切な解釈運用について<br/>一部の補助先において、補助金の目的と照らした場合、補助対象として不適切な経費を補助対象としていた。<br/>県は実績報告に係る確認検査において、支出内容が補助金の目的に照らして適切かという観点で厳格に解釈し、検査・指導を行うべきである。</p>                                                                                                                                                                      | <p>令和3年4月1日付けで、本事業の事務・権限の移譲先である各総合支庁の農業振興課に対して発出した「米需給調整推進費補助金の適正な執行について」において、補助金の実績報告書の適正な確認検査の実施を徹底した。</p>                                                                                                            |
| 農業経営・担い手支援課 | <p>H15措置2 農業近代化資金利子補給補助金<br/>(1) 事業完了報告に係る実態調査の適切な実施について<br/>一部の総合支庁で、平成30年中に実態調査を実施した際、平成29年貸付分の他に、同じ融資機関の支店が取り扱った平成27年貸付分6件及び平成28年貸付分17件を合わせて調査している。<br/>実態調査の実施時期について実態調査基準第4条で承認後一年以内と定めており、当該規定に則っていない。県は、貸付年の翌年度中に調査を実施すべきである。</p>                                                                                                         | <p>令和3年2月に実態調査基準を改正し対応した。<br/>(内容)<br/>一年以内に効率的に調査を実施できるように、実態調査表の様式を規定した。</p>                                                                                                                                          |
| 中小企業振興課     | <p>28 小規模事業経営支援事業費補助金<br/>(1) 成果指標の測定単位の明確化<br/>過去3期において成果指標の実績値が目標値よりも大幅に下回った実績であるにもかかわらず補助金は同額かつ上限額での交付となっている。現状、成果指標の測定単位が不明確であり、実績の集計方法が支援業務により異なるため、実績値の正確な分析が実施されていない。<br/>県は補助金の正確な効果測定を行うために、成果指標の測定単位を明確にすべきである。</p>                                                                                                                    | <p>成果指標の測定単位を明確化する観点から、令和4年度の予算要求段階から、新たな成果指標を設定した。<br/>(内容)<br/>支援員1人あたりの事業計画（経営計画）策定支援件数100件を成果目標とする。</p>                                                                                                             |

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和3年6月11日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和4年3月9日付けで山形県知事から通知があった。

令和4年3月29日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎  
 山形県監査委員 星 川 純 一  
 山形県監査委員 松 田 義 彦  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

| 所 管 課     | 監 査 結 果                                                                                                                                                                                                                      | 措 置 の 内 容                                                                                                                                                                                |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高齢者支援課    | 19 地域医療介護総合確保基金（介護分）<br>① 地域密着型介護施設等整備交付金及び介護施設等開設準備交付金に係る仕入控除税額の確認について<br>当基金の充当事業である「地域密着型介護施設等整備交付金」及び「介護施設等開設準備交付金」において、交付要綱で報告を求める仕入控除税額に関する報告が未了の事業者が存在した。<br>県は、返還金額の有無にかかわらず、補助対象事業者より漏れなく報告が上がっているかを確認・管理していく必要がある。 | 令和3年度中に仕入控除税額が確定した補助対象事業者について、間接補助者（所在市町村）を通じて令和3年7月までに「仕入控除税額報告書」の提出が完了。当該報告により生じた交付金の一部返還額については、間接補助者から令和3年10月に納入された。<br>引き続き、補助対象事業者ごと「仕入控除税額報告書」の管理を行い、未提出の場合は、間接補助者に対し、県への報告を求めていく。 |
| 森林ノミクス推進課 | 16 森林整備促進・林業等再生基金<br>① 貸付先の財務状況の確認について<br>当基金の充当事業である「木質バイオマス利用施設への資金貸付」において、県は、金銭消費貸借契約書で貸付先が県に提出することを定めている貸付先の財務状況を示す書類を入手していなかった。<br>県は、当該書類を定期的に入手し、今後の回収可能性に問題がないか、検討するべきである。                                           | 令和2年度は貸付先に対し決算資料の提出を求め、提出を受けた。<br>今後も、決算資料取りまとめ後、速やかに県に提出するよう指導を行っていく。<br>また、提出状況について複数人で確認するとともに、回収可能性についての検討を行う。                                                                       |